

ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本県の新規感染者数や全療養者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準であり、病床使用率が高止まりするなど、危機的な状況が続いておりましたことから、緊急事態宣言の期間の延長について国に要請し、本県を含む19都道府県の期限が今月30日まで延長されたところであります。

県といたしましては、これらを踏まえ、今月9日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、緊急事態措置区域としての要請等を継続し、必要な対策を強化することといたしました。

県民の皆様には、生活や健康の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請しているところであり、特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するようお願いしております。

事業者の皆様には、飲食店等に対しまして、休業や営業時間の短縮等を要請しておりますほか、百貨店の地下の食品売り場や大規模商業施設につきましては、入場者の整理等の徹底をお願いしております。

また、軽症者等の健康管理等を適切に行うため、県央地区の宿泊療養施設2施設において臨時診療所を開設したほか、新たな宿泊療養施設を県央地区及び県南地区に設置することといたしました。

さらに、ワクチン接種の早期完了に向けましては、新たな接種会場を県南地区及び県北地区に6か所設置するとともに、若者の接種を促進するため、「とちぎワクチン接種センター」における若者接種枠の拡大や情報発信の強化等に取り組んで参ります。

本県の医療提供体制は未だひっ迫した状況が続いており、その負荷を減らしていくためには、新規感染者数や全療養者数の減少を確実なものとしていく必要があります。

県民や事業者の皆様には、改めて、マスクの着用や換気、手洗い等の基本的な感染防止対策はもとより、密閉、密集、密接のそれぞれの密の回避、いわゆるゼロ密の徹底や、5人以上による飲食・飲酒の自粛など、感染から自分を守る、家族を守る行動を実践くださるよう強くお願い申し上げます。

今後とも、県民の命と健康、暮らしを守るため、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、若者へのワクチンに関する正しい情報の効果的な発信等により、接種率の向上を図るとともに、本県に対する緊急事態宣言の期間が延長されたことを受け、県の要請に応じ、営業時間を短縮した事業者等に引き続き協力を支給することについて、緊急的に対応するため編成したところがあります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、100億2,000万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、1兆864億1,740万円となります。

この財源といたしましては、国庫支出金を充てることといたしました。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。